

「法学系」研究評価報告書

(平成13年度着手 分野別研究評価)

九州大学法学部

大学院法学研究部

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するように、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価(教養教育(平成12年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)
- 分野別教育評価(法学系、教育学系、工学系)
- 分野別研究評価(法学系、教育学系、工学系)

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別研究評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者(文部科学省)から要請のあった6大学(以下「対象組織」)を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の5項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと部会(後記研究水準等の判定を担当)を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記3の「意見の申立て及びその対応」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」の「1 対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、前記1の1)、4)及び5)の評価項目については、貢献(達成又は機能)の状況を要素ごとに記述している。また、当該項目の水準を、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相对比较することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献(達成又は機能)している。
- ・ おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある。

また、前記1の2)及び3)の評価項目については、学問的内容や社会的効果の評価結果を記述している。

さらに、2)の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者(関連分野の専門家)が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、3)の評価項目においても、2)と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的効果の割合を示している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

「特記事項についての所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて所見を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名 九州大学
- 2 学部・研究科名
法学部，大学院法学府（教育部），
大学院法学研究院（研究部）
- 3 所在地 福岡県福岡市東区箱崎 6-19-1
- 4 学部・研究科構成
・法学部
・大学院法学府（教育部）
基礎法学専攻，公法・社会法学専攻，民刑事法学専攻，
国際関係法学専攻，政治学専攻
・大学院法学研究院（研究部）
基礎法学部門（法文化学大講座，法史学大講座，
法動態学大講座）
公法・社会法学部門（公法学大講座，社会法学大講座）
民刑事法学部門（民事法学大講座，刑事法学大講座，
民刑事法学（連携分野）大講座）
国際関係法学部門（国際関係法学大講座，国際関係法
学（連携分野）大講座）
政治学部門（政治学基礎大講座，政治動態分析大講座）
- 5 学生数及び教員数
学生数 学部学生数 1,178 名 教員数 81 名
大学院学生数 220 名

6 特徴

(1) 沿革

九州大学法学部は、大正 13 年に発足した法文学部を前身とし、昭和 24 年に分離独立して法学部となった。平成 11 年度の大学院重点化により、法学部に代わり教育研究上の基本組織となった大学院法学研究科は、翌 12 年には、学府・研究院制度の全学的導入にともない、研究組織（研究部）としての法学研究院，教育組織（教育部）としての大学院法学府へと再編された。なお、同年 11 月には、九州大学全体の教育理念を明示するために九州大学教育憲章が制定され、平成 14 年 1 月には、九州大学全体の研究理念を明示する九州大学学術憲章が制定された。

(2) 法学研究院の個性化を促進している条件

大学院重点化部局：平成 11 年度の大学院重点化は、すでに豊富な人材を駆使して教育研究を進めてきた本部局の組織基盤の整備・強化を意味していた。本部局には、この機会を活用して一層高度な研究・教育・社会連携を行う公共的使命が課せられている。

アジア諸地域に隣接する九州という立地条件：九州は、アジア諸地域に隣接し長い交流の伝統を有している。アジア諸地域は、現在、著しい経済発展を遂げる反面、安全保障・経済・文化面における摩擦、環境悪化などの課題を抱えている。これらの課題に関して本部局が果たすべき役割は大きい。すでに本部局は、この地域における日本の過去の功罪に関する冷静な認識と反省をふまえつつ、教育・研究・社会連携の展開によって、アジアをはじめ世界各地をつなぐ知的ハブの役割を担いつつある。また、本部局は、アジア諸地域との交流の日常化・多文化という現実をふまえて、国家レベルにとどまらない多層的地域間協力、という課題に取り組み始めている。

(3) 研究活動の基本姿勢

教育憲章及び学術憲章の理念実現をめざす研究：九州大学教育憲章は、日本と国際社会の発展に貢献することを教育目的と定め、その実現を導く原則として、人間性、社会性、国際性、専門性の 4 原則を掲げている。また、九州大学学術憲章は、真理追究と先進的な知的成果の追求を研究使命と定め、倫理性の重視、社会的・国際的貢献への努力、研究と教育との調和・融合、研究活動における大学としての一体性という 4 原則を掲げている。

本部局は、教育憲章と学術憲章の理念実現に努め、教育機関としての大学の基本的役割を尊重しつつ研究の高度化を進めることを、研究活動の基本姿勢としている。

長期的な社会的ニーズに応える研究の遂行：公財政に支えられる国立大学には、長期的な社会的ニーズに応える研究を行う責務が課せられている。本部局に対する長期的な社会的ニーズは、「国内および国際社会における法の役割増大（法化）と、政治的調整の必要性増大に応える研究成果の提供・社会連携・国際協力」と言えよう。すなわち、本部局には、地域から国際社会に至る各局面におけるルール形成と政策形成に寄与する研究活動が求められている。

目的・目標の前提となる本部局の研究使命：本部局の研究は、自らの個性を活かし、教育憲章と学術憲章の理念を実現し、長期的な社会的ニーズに応える、という三つの条件を満たさねばならない。すなわち、本部局の研究使命は、地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開することである。

研究目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1 研究目的

1. 各専攻分野の特性を活かした使命達成:各専攻分野の特性を活かしつつ「ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開する」という法学研究院の研究使命の達成を追求する。
2. 戦略的な研究の展開,及び,基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保:戦略的見地から研究活動を展開する。その際,先端的应用分野の研究に不可欠な基盤として,大学ならではの基礎的研究の必要に十分配慮し,基礎分野と応用分野との適切なバランス・調和を図る。
3. 総合的研究分野の開発への貢献:法や政治の研究を不可欠の要素とする総合的研究分野(情報,生命科学,環境等)の開発に向けて,部門間で協力して取り組むとともに,他の学問領域との連携を進める。
4. 研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与:学外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートする役割を引き受け,研究面での社会との連携・協力を推進する。
5. 教育目的と整合・調和した研究の遂行:学部教育の目的,及び,大学院教育の目的と整合・調和し,それらの促進に寄与することに留意して,研究を遂行する。

2 研究目標

1. 各専攻分野の特性を活かした使命達成に関する目標
各分野では,それぞれの特性を活かしつつ,次のような方向で,高水準の基礎研究と,アジア諸地域及び新たな状況や課題を意識した先端的研究に取り組む。
 - 1.1 基礎法学部門では,多様な法文化・法制度に関する理論的・歴史的・動態的な研究を進展させる。また,先端的法領域における理論的諸問題に取り組む。
 - 1.2 公法学・社会法学部門では,国家の役割の変化と人権保障を重視する観点から,理論・歴史・動態についての研究を進めつつ,発展的な制度設計に取り組む。
 - 1.3 民事法学の分野では,法解釈学的・法社会学的・比較法学的な研究を展開する。また,企業法,医事法,救済法,情報化に関連する法等の新領域にも取り組む。
 - 1.4 刑事法学の分野では,比較刑事法研究を推進するとともに,刑事立法学の開拓と定着,司法への市民参加を睨んだ刑事法理論の構築と社会還元をめざす。
 - 1.5 国際関係法学部門では,歴史的・基礎的研究を着実に進めるとともに,経済法・国際労働法や知的財産

権法などの先端的領域への展開を図る。

- 1.6 政治学の分野では,国家の役割変化の中での現状と政策について先端的研究を行うとともに,それらを支える高水準の歴史研究や思想史的研究を展開する。
2. 戦略的な研究の展開,及び,基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保に関する目標
 - 2.1 基礎分野と応用分野との調和・バランスに配慮しつつ,部局として積極的・重点的に促進すべき研究活動を同定して支援する体制の構築に取り組む。
 - 2.2 基礎分野と応用分野との調和・バランスに配慮しつつ,戦略的総合的人事を可能とする体制を構築する。
3. 総合的研究分野の開発への貢献に関する目標
 - 3.1 各種の学内助成制度を活用して部局内・部局間の共同研究を推進し,新研究領域開発の基盤を形成する。
 - 3.2 科学研究費補助金等を活用して,学外諸機関等との共同研究を推進し,新研究領域の開発を図る。
4. 研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与に関する目標
 - 4.1 各教員の学会活動,社会連携,国際協力を部局の共有資産として支援し活用し継承する施策を講ずる。
 - 4.2 部局として積極的に支援すべき活動について,優先順位をつけて支援を行う体制を整備する。
 - 4.3 国内外の多様な諸機関との連携を推進する。
5. 教育目的と整合・調和した研究の遂行に関する目標
 - 5.1 教育研修や研究会などの機会を利用して,各教員の研究活動と教育目的との関連を明確化する。
 - 5.2 教育手法や評価技法の開発など,教育目的の達成に密接に関連する共同研究を展開する。
 - 5.3 国際的規模の教員交流を一層強化し,教育及び研究の水準向上に役立てる。
6. 研究目的への様々な取り組みの調和と相乗効果,及び,研究の全般的な質的向上を図るための目標
 - 6.1 研究目的をふまえた柔軟な研究体制・研究支援体制を整備するとともに,部局としての総合的政策形成を行う仕組みを構築する。また,教員組織や研究資金等を充実させるための効果的な諸施策を実施する。
 - 6.2 部局及び個々の教員の取り組みを評価し質的向上を図るために,評価手法の開発や外部評価制度の整備など,効果的なシステム整備と諸施策の実施を行う。

評価項目ごとの評価結果

1 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況や「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、その結果を「目的及び目標の実現への貢献度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻等との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策、大学共同利用機関や学部附属施設におけるサービス機能などが想定されている。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】研究体制に関する取組状況

教育研究上の組織の弾力化については、平成12年度に学府・研究院制度を導入し、これによって他の学府と協力を進め、総合的研究分野の開発・創成を目指す基本的枠組みがつけられた。具体的には、法学研究院に属する教員の一部が医学府と比較社会文化学府の専任担当教員になっている。また研究院を5部門10講座に分け、大講座制を採用して基礎と応用の調和を維持し、先端的分野にも柔軟に対応できるよう組織の弾力化を図っている。これらの点はいずれも評価できる。

部門・大講座の構成と教員の配置については、教員の人数も配置も一応バランスがとれている。

また、教育研究組織の中核に、総合的な企画・調整及び戦略的な研究支援の体制として、総合企画委員会を設置し、これを支援するため総合企画センターを設け、マネージメント担当教員を配置した点はきわめて特色のある取組であり、今後の運用が注目される。

人事関係については、これまで他機関及び外国出身の短期任用教員を積極的に採用し、研究者の流動性を高める努力をしている。なお公募制の導入は決定されたが、実施はなお準備段階にある。

また、男女共同参画社会基本法の趣旨に従い教員採用にあたって女性候補者を加えて検討することを定めていることは評価できる。

他機関との連携体制については、福岡県弁護士会並びに日本国際問題研究所と連携し、実践民刑事法学研究並びに国際関係論研究の分野で客員教員の採用が行われて連携講座が運営されており、積極的な取組がなされているが、それ以外の分野にも拡大されることが期待される。

総合的研究分野の開発や社会連携並びに様々な研究活動のコーディネートを促進するための体制としては、『法政研究』をはじめ諸種の出版物が刊行され、さまざまな研究会が組織され、九州地区の研究の拠点を形成している。また、国際的な学术交流が推進され、特にアジア法センターが設けられ、意欲的な取組がなされている。

【要素2】研究支援体制に関する取組状況

研究補助室やリサーチ・アシスタント(RA)の制度を活用するなど、研究支援の体制が整備されているが、研究補助室は、教育研究のみならず、マネージメントや国際交流等にますますその役割が増大しているところから、それに対応して、一層の充実を図ることが望ましい。

設備の面で研究補助室、学部図書室その他の施設は、研究組織の規模からすると、十分とはいえない。

【要素3】諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の振興方策としては、科学研究費補助金及び学内外の研究補助金に積極的応募を図るほか、P&P(教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)制度や法学部国際学术交流振興基金を設け、研究の助成を行っている。

研究資金の配分・運用は一定の方針に従い適切に行われているが、共同研究や教育技法の開発の促進に重点的に配分することは、なお今後の課題となっている。

研究環境(図書館、IT、施設設備)の整備のため、種々の方策がとられているが、すでに限界に達している。図書収蔵面積の不足は深刻化し、研究室の不足や施設の老朽化も著しい。IT化について担当教員が配置される等、対策は講じられているものの、さらに推進していく必要がある。

人事関係では、総合人事委員会の設置により、小講座の発想を脱し、総合的戦略的人事政策を策定する体制がとられ、教員人事が迅速に進められたほか、マネージメント、財政及びIT担当等、独自の役割を持った教員を採用できるようになったことは、人事の柔軟化の点で評

価でき、さらなる今後の運用が注目される。

また、萌芽的研究を育てる方策及び成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策については、研究会の組織を活用するほか、特にサバティカル制度を設け、研究に専念する機会を与えている点に特色があるが、それが定着するようになるのは、なお今後の課題である。

研究活動のネットワーク形成のための方策については、研究者相互間では、法政学会研究会によるほか、地域的には、特に財団法人アジア太平洋センターとの連携及び紛争管理研究センターの設置によって、国際的にはアジア法センターの活動や外国大学との交流によって、研究に寄与する独自のネットワークがつくられている。

【要素4】諸機能に関する取組状況

研究支援のサービス機能については、研究補助室及び学部図書室はおおむね研究支援の機能を果たしているが、なおサービスの高度化・効率化・迅速化に課題が残されている。

【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教職員に対する周知の方法については、教授会や教員懇談会を利用して、研究目的・目標や基本方針に関し頻りに議論が行われ、共有化がはかられている。

学外者に対する研究目的・目標の公表とその方法については、多様な取組がなされているが、さらに強化が必要である。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

研究院・学府という独自の教育研究体制を設けたことは、意欲的な取組である。

総合企画委員会、総合企画センターを設け、総合的戦略的な研究計画を策定し、推進しようとしていることは特筆に価する。

また、総合人事委員会の設置も、講座制の枠をはらい人事の柔軟化を目指すものとして同様に評価でき、連携講座、任期付き教員制は研究者の流動性の向上と社会的連携に貢献している。

アジアを中心に国際的な学術交流が活発に行われてい

る点で特色が発揮されており、アジア法センター及び紛争管理研究センターは、研究面で国際的・社会的連携を強化し、研究活動の調整を図る機関として特色をもつ。

組織の研究目的・目標の周知についても、教員が目的・目標を共有化するための努力が行われている。

他方、今後10年にわたるキャンパス移転を控え、その制約等から研究支援のための施設・環境に問題点ないし改善すべき点が多い。

2 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に研究活動の学問的内容及び水準を判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該領域において群を抜いて高い水準にあること、「優秀」とは、当該領域において指導的あるいは先導的な水準にあること、「普通」とは、当該領域に十分貢献していること、「要努力」とは、当該領域に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

それぞれの専門分野の特性を活かした高い水準の研究が行われており、その中には、国際的にも評価され得る優れた歴史的または理論的研究も含まれている。他方で、教員間にはかなりの業績の格差があることも看過し得ない。他分野にも相応の貢献が行われている。基礎研究と応用研究との調和もとれているが、このバランスの点で教員の配置を改善すべき部門がある。

国際的な研究活動として、外国の研究者との共同研究やシンポジウム等が活発に行われ、優れた成果をあげていることも注目される。とりわけ、アジア、沖縄、九州に関する研究が系統的に行われ、徐々に成果をあげており、今後の発展が期待される。

組織全体及び領域ごとの判定結果

(全領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授36名、助教授26名、講師2名、助手11名、計75名)の1割が極めて高く、5割弱が高く、4割弱が相応、若干名が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の1割弱が極めて高く、4割強が高く、4割が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の若干名が極めて高く、2割が高く、3割が相応、若干名が低い。

- ・ 研究水準については、構成員の1割が卓越、4割強が優秀、4割弱が普通、1割弱が要努力。

(法学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授31名、助教授21名、助手6名、計58名)の1割が極めて高く、4割弱が高く、4割強が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の1割弱が極めて高く、4割弱が高く、4割強が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の若干名が極めて高く、2割が高く、3割が相応、若干名が低い。
- ・ 研究水準については、構成員の1割強が卓越、3割強が優秀、4割強が普通、1割弱が要努力。

(政治学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授5名、助教授5名、講師2名、助手5名、計17名)の1割強が極めて高く、7割が高く、1割強が相応、1割弱が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の1割弱が極めて高く、6割強が高く、3割が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の2割強が高く、3割が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の1割弱が卓越、6割強が優秀、2割強が普通、1割弱が要努力。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

ここでは、対象組織における研究の社会（社会・経済・文化）的効果について評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「極めて高い」とは、社会的に大きな効果をあげた非常に高い内容であること、「高い」とは、相当な効果をあげた内容であること、「相応」とは、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であることを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

まず実定法分野で、共同研究、助言、研修指導を通じて法実務への貢献がみられる。特に紛争管理研究センターの設置により、紛争管理システムの研究が行われ、交渉に関する実践的トレーニングの手法が開発されていることは特筆に値するが、特に医療スタッフ向けのセミナーの開催等は医療紛争処理の現場に大きな社会的効果を及ぼしている。また教員が製作に参加した記録映画「日独裁判官物語」の、実務に対する影響が注目される。

法律・政治の各部門で、インパクトのある研究を通じ、間接的に国や自治体の政策形成に寄与しているが、直接的にも意見陳述や情報提供により立法や行政に貢献している。

著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与の面で優れた研究効果については、教科書、概説書、ハンドブック、ガイドブック、その他外国の権威ある体系書の翻訳等、相当の業績がみられる。

地理的に近接している関係で、アジア、九州、沖縄に関する研究に積極的に取り組み、政策形成、世論の育成、知識の普及に優れた成果をあげているが、なお端緒的段階にある。これを持続させ、一層の成果に導くことが求められる。

医療紛争処理に関する研究は、地域や他の機関との連携を通じ、実践的影響を及ぼしつつある。

組織全体及び領域ごとの判定結果

（全領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 36 名、助教授 26 名、講師 2 名、助手 11 名、計 75 名）の若干名が極めて高く、3 割強が高く、3 割が相応。

（法学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 31 名、助教授 21 名、助手 6 名、計 58 名）の 1 割弱が極めて高く、4 割弱が高く、3 割が相応。

（政治学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 5 名、助教授 5 名、講師 2 名、助手 5 名、計 17 名）の 2 割強が高く、3 割が相応。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

ここでは、評価項目「1 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、その結果を「目的及び目標に照らした達成度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

プロジェクト振興方策の実施状況を見ると、特別研究経費は主に留学生向けの教育プログラムに向けられているが、それを通じて、授業方法や成績評価の改善等、教育プログラムに関する研究・開発にも寄与している。

人事関係の方策の効果については、出身校や性別にとらわれない人材の登用、外国人や他機関在職者の短期任用制度を採用し、一定の効果をあげている。

女性教員の員数は増加傾向にあるものの、なおその大半は助手であり、組織の決定に参画できる講師以上が1割に満たない点は、今後一層の努力を要する。

外部研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択率も高く、民間財団による助成も受けて、成果をあげている。

研究資金の配分・運用状況については、大講座ごとの配分やIT化への重点配分など柔軟な対応がなされている。

必要な研究環境（図書館，IT，施設設備）の整備状況については、キャンパス移転問題に制約されて、研究室の不足や施設の老朽化や狭隘化が著しい。

萌芽的研究を育てる方策及び成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策の効果については、海外派遣助成制度を積極的に活用しているほか、サバティカル制度を導入しているが、今後の運用の仕方に検討の余地がある。

研究活動のネットワーク形成のための方策の効果については、地域の研究会の設営、外国諸大学との交流、国際的シンポジウムの開催など相当の規模で行われている。

【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

研究支援サービス及び施設・設備の利用の面では、研究補助室やリサーチ・アシスタント（RA）制度が設け

られ、一応機能しているが、サポート機能にはなお改善の余地がある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

アジア、沖縄、九州に焦点を合わせたプロジェクト研究、国際的な、また地域的な学術交流が活発に行われている。

人事政策については、流動的な多様性のある人事が推進されているが、女性教員の採用には一段の努力が必要である。

研究資金の獲得にも積極的な努力が払われ、成果をあげている。

サバティカル制度の実施等、長期的または萌芽的研究の促進に配慮している。

他方で、施設・設備が老朽化しており、キャンパス移転と関連するものの、速やかな改善が望まれる。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

ここでは、対象組織における研究活動等について、それらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、その結果を「改善システムの機能の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織としての研究活動を評価する体制については、自己点検・評価及び外部評価が実施され、評価手法の研究もなされている。

個々の教員の研究活動を評価する体制については、「法政研究」レフェリー制度の導入は注目されるが、評価体制の確立はなお今後の課題である。

外部者による研究活動の評価については、経営諮問会議によって研究活動の評価が行われている。

研究活動等の実施状況や問題点を把握するためには、自己点検・評価の成果が総合企画委員会に反映させる形で改善策が検討され、実施されている。

【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための体制の整備や方策については、総合企画委員会が全般的方針を立て、各種委員会が具体的施策を検討する仕組みになっている。また総合企画委員会と自己点検・評価委員会の構成員は重なるところがあり、後者において研究活動の改善に向けた評価が行われ、自己点検・評価に基づく改善策は、総合企画委員会の検討を経て実施に移されている。この点でシステムとして整備されており、また機能している。しかし、評価手法の開発のための共同研究も行われているものの、なお端緒的段階にあり、評価作業に携わる人員及び配置等になお改善の余地がある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上

及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

自己点検・評価委員会の下で自己点検・評価が行われ、これと連携する総合企画委員会の検討を経て改善策が実施される体制が整備され、機能している。

また、外部評価委員会が経営諮問会議に改組、強化され、その評価が改革プランに活かされている。

研究評価体制も整えられ、評価に対する意識の向上に積極的な努力がなされている。

評価結果の概要

1 研究体制及び研究支援体制

学府・研究院制度の導入により、他の学府の協力のもと総合的研究分野の開発・創成を目指す体制が整えられている。

総合企画委員会及び総合企画センターを設置し、総合的戦略的研究計画を策定し推進しようとしている。

大講座制の採用や連携講座の設置によって総合的または実践的研究に対応する組織の弾力化を進めている。

総合人事委員会を設けて、人事の柔軟化・多様化を図り、客員教員、外国人教員など短期任用教員を採用している。

これらはいずれも研究目的・目標達成のための努力として評価し得る。

アジア法センター及び紛争管理研究センターを設置し、国際的または地域的連携を推し進めていることは注目される。

研究支援体制（研究補助室、リサーチ・アシスタント（RA））の面は、整備はされているが、その役割の増大に対応するため、一層の充実が望ましい。

研究施設の面では、キャンパス移転計画に制約され、研究施設の改善に遅れが生じている。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

2 研究内容及び水準

国際的に評価し得る卓越した基礎的研究があり、基礎と応用の均衡のとれた高い水準の研究もあるが、他方で研究水準にばらつきがみられる。基礎的研究と応用研究、個人研究と総合研究のバランスを維持することは、九州大学に限らないけれども、大学の自律的な運営にとって重要な課題であると思われる。

国際的共同研究が活発に行われているが、地理的に近接した位置にあることから、アジア、沖縄、九州を中心とした地域研究に特色がみられる。

部門によっては、教員の配置に工夫を必要とするところがある。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

法実務や政策形成に積極的に取り組み、相当の社会的効果をあげている。教科書等を通じて人材育成や知識の

普及に大きな役割を果たしている。

アジア、九州、沖縄に関する研究により地域連携の強化に役立っている。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

プロジェクト研究の振興、人事の柔軟化、外部資金の獲得に関して 相応の努力がなされ、成果をあげている。

研究活動のネットワーク作りや萌芽的研究の育成のための方策を進めている。しかし、研究環境の老朽化・劣悪化が進み、その分は研究サポートの機能が不十分になっている。

また、女性教員の採用に関しては、平等化の方針を明確にしているが、なお改善の余地がある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

自己点検・評価や外部評価が進み、その結果は、総合企画委員会にフィードバックされ、改善策が検討され、実施に移されている。評価方法の共同研究が行われ、評価に対する教員の意識の向上のための努力もなされている。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 「2 研究内容及び水準」、「3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果」</p> <p>【評価結果】 「2 研究内容及び水準」 組織全体及び領域ごとの判定結果 （全領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の独創性については、構成員（教授36名、助教授26名、講師2名、助手11名、計75名）の<u>1割が極めて高く、5割弱が高く、4割弱が相応、若干名が低い。</u> ・ 研究の発展性については、構成員の<u>1割弱が極めて高く、4割強が高く、4割が相応。</u> ・ 他分野への貢献については、構成員の<u>若干名が極めて高く、2割が高く、3割が相応、若干名が低い。</u> ・ 研究水準については、構成員の<u>1割が卓越、4割強が優秀、4割弱が普通、1割弱が要努力</u> <p>（法学領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の独創性については、構成員（教授31名、助教授21名、助手6名、計58名）の<u>1割が極めて高く、4割弱が高く、4割強が相応。</u> ・ 研究の発展性については、構成員の<u>1割弱が極めて高く、4割弱が高く、4割強が相応。</u> ・ 他分野への貢献については、構成員の<u>若干名が極めて高く、2割が高く、3割が相応、若干名が低い。</u> ・ 研究水準については、構成員の<u>1割強が卓越、3割強が優秀、4割強が普通、1割弱が要努力</u> <p>（政治学領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の独創性については、構成員（教授5名、助教授5名、講師2名、計17名）の<u>1割強が極めて高く、7割が高く、1割強が相応、1割弱が低い。</u> 	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 判定基準は、「自己評価実施要項」「評価実施手引書」（平成14年1月）、「評価作業マニュアル」（平成14年7月）で公表しており、判定方法及び手順については、「分野別研究評価「法学系」における研究活動の学問的内容及び水準等の判定方法及び手順について」（平成14年7月12日付け）で通知したとおりである。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の発展性については、<u>構成員の1割弱が極めて高く、6割強が高く、3割が相応</u> ・ 他分野への貢献については、<u>構成員の2割強が高く、3割が相応。</u> ・ 研究水準については、<u>構成員の1割弱が卓越、6割強が優秀、2割強が普通、1割弱が要努力</u> <p>「3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果」 組織全体及び領域ごとの判定結果 （全領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授36名、助教授26名、講師2名、助手11名、計75名）の<u>若干名が極めて高く、3割強が高く、3割が相応。</u> <p>（法学領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授31名、助教授21名、助手6名、計58名）の<u>1割弱が極めて高く、4割弱が高く、3割が相応。</u> <p>（政治学領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授5名、助教授5名、講師2名、計17名）の<u>2割強が高く、3割が相応。</u> <p>【意見】 「2 研究内容及び水準」並びに「3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果」について、判定結果が割合で示されているだけで、いかなる基準と検討の結果、判定されたのか、明らかにされていないので判断することができず、意見の申し立てや反論が困難である。しかし、他方で、基準が示されることによって、逆に個人評価につながることで、本来の意図と逆の影響を内外に及ぼすこととなるので、十分な配慮が必要である。</p> <p>【理由】 「2 研究内容及び水準」並びに「3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の判定結果が、いかなる基準と検討の結果に基づき、判定されたのか、明らかにされていないので判断することができないものである。</p>	